

太田市水稲健全育苗事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の水稲生産農家における生産に係るコストの低減及び省力化を図り、良質な水稲苗を安定的に供給することを目的として、太田市農業協同組合が行う水稲健全育苗事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し、太田市水稲健全育苗事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 種子購入費（温湯消毒種子に係るものを除く。）
- (2) 培土購入費
- (3) 農薬購入費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた太田市農業協同組合は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた太田市農業協同組合については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。